

「地方公共団体のシェアリングエコノミー活用に係るタスクフォース」

第2回議事概要

日 時：平成29年11月15日（水）15：00～17：00

場 所：中央合同庁舎2号館5階 選挙部会議室

出席者：

構成員

池田 憲治（総務省大臣官房地域力創造審議官）※座長

齊藤 啓輔（北海道天塩町副町長）※代理出席

古川 隆三郎（長崎県島原市長）

大野 理（宮崎県日南市副市長）※代理出席

佐別当 隆志（一般社団法人シェアリングエコノミー協会事務局長）

積田 有平（一般社団法人シェアリングエコノミー協会事務局）

高田 裕介（内閣官房シェアリングエコノミー促進室企画官）

犬童 周作（総務省情報流通行政局情報流通振興課長）

村手 聡（総務省地域力創造グループ地域政策課長）

門前 浩司（総務省地域力創造グループ地域自立応援課過疎対策室長）

オブザーバー

駒谷 敏（北海道長沼町政策推進課長）

入舛 竜太（長崎県川棚町地域政策課係長）

【議事次第】

1. 開会
2. 地方公共団体の取組みについて
3. 地方公共団体の地域課題について
4. 意見交換
5. その他
6. 閉会

【意見交換（概要）】

全般

- シェアリングエコノミーの取組みというのは民間と行政と地域の方々、企業、いろいろな方々が集まって一緒に取り組むということがポイント。
- 行政が持つ信頼性の部分と民間の持つ柔軟性の部分をセットにすることで、市民の関心が高まり、商店街の空き店舗活用の理解を得ることができた。

サービスの提供・利用について

（民間資産活用）

- 空きスペースをシェアすれば、遊休施設がよみがえるというものではない。例えば、地域課題を解決するためのシェアリングエコノミーを活用する場として空きスペースを使う等、何のために使うかということを確認する必要がある。
- 地域の特性や強みをシェアリングエコノミーに組み合わせ、地域ならではのシェアサービスを提供することが重要。
- 地方公共団体やNPO法人等が提供スペースの掘り起こしを行い、新たな需要の創出につなげ、シェアリングエコノミー事業者がプラットフォームの利用料をディスカウントするという形で連携している事例もある。

（公的不動産活用）

- 廃校の利用を考える場合、市町村としては学校の建物全てを一括して貸したいが、企業にとっては大き過ぎるため、管理の費用や手間がかかり利用に結びつかない。
- 公共施設の場合、収益性を考えなければならないことから、借りたいというニーズが地域にあるのか、地域の特色をつくって人を集めるようなことができないのかなどを整理した上でシェアリングエコノミーを導入すべき。
- 空きスペースを活用する際は利用できる状態であることが前提となる。改修工事が必要な場合は、イニシャルコストや改修期間などが問題となることが多い。
- ブランディングがなされている場所でないと人は来てくれない。

提供者と利用者のマッチングについて

- 高齢者にもシェアリングエコノミーを利用してもらうため、社会福祉協議会等を仲介役にするなどの工夫も考えられる。
- 空きスペースをばらばらにインターネット上に掲載するのではなく、地域の歴史や特徴などとまとめて掲載するほうが効果的にPRできる。

プラットフォーム、サービス利用者・提供者、地方公共団体の費用負担について

- 公的施設の予約や料金支払い方法など、地方公共団体は運用ルールに縛られることが多く、シェアリングエコノミー事業者は通常のオペレーションができず必要以上のコストが発生することがある。

地方公共団体の留意すべき課題について

(安全面)

- 施設の安全性や管理面はシェアリングエコノミーサービス提供者の責任で行われている。

(制度面)

- 公共施設の空きスペースを活用する場合は条例との整合性を取ることが必要となるが、条例で一つ一つ決めると時間がかかる。指定管理者などであれば、制度の範囲内で柔軟に運営できる。